横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第2701号)

令和3年12月22日

横情審答申第2701号 令和 3 年12月22日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問 について(答申)

令和2年1月23日教北指第508号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「指導の状況に関する報告書(特定文書番号 特定小学校)」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「指導の状況に関する報告書(特定文書番号 特定小学校)」の保有個人情報を一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が令和元年10月4日付で行った「指導の状況に関する報告書(特定文書番号 特定小学校)」(以下「本件保有個人情報」という。)の個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。)第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件保有個人情報のうち、本人開示請求者以外の個人の年齢は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより他の情報と照合することで本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当すると判断し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に 対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関が一部開示とした当該文書の内容は、本人に係る内容で、非開示とすると、本人が教諭に暴力を受けた事実関係並びに経過を正確に把握できなくするものである。
- (2) 個人情報開示請求を行ったが、開示内容では、正確な事実関係を把握できない ものであること、事実関係の詳細な把握は、本人の人権に関わる重要な内容であ るため、全部開示が必要と考える。
- (3) 請求人は本人の保護者である法定代理人であり、本人と同等の権利を有するため、一部開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

5 審査会の判断

(1) 学校において不適切な指導があった場合の報告に係る事務について

横浜市では、学校管理下において、生徒への不適切な指導があったと校長が判断した場合には、校長は「指導の状況に関する報告書」を作成し、方面別の学校教育事務所指導主事室に提出し、報告する。

必要と認めた場合、学校教育事務所長は、生徒への不適切な指導をした教諭及 び校長に対し説諭を行う。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人への不適切な指導に係る「指導の状況に関する報告書」である。

実施機関は、本件保有個人情報のうち、不適切な指導をしたとされる教諭の年齢(以下「本件非開示部分」という。)を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

- (3) 条例第22条第3号の該当性について
 - ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合に おいて、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち 当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文 で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定して いる。

イ 本件非開示部分は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本件 処分で開示されている個人の氏名により、特定の個人を識別できるものである ため、本号に該当する。また、本件非開示部分は「当該個人が公務員等・・・ である場合」に該当する。もっとも、年齢は公務員等の職務の遂行と直接関係 のない情報であるため本号ただし書ウには該当せず、また本号ただし書ア及び イにも該当しない。

(4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 髙橋良、委員 西川佳代

《参考》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審査の経過 |
|--|-----------------------|
| 令和2年1月23日 | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和2年3月3日 | ・審査請求人から意見書を受理 |
| 令和2年3月4日 | ・実施機関から反論書の写しを受理 |
| 令和2年2月20日 (第256回第三部会) 令和2年2月25日 (第336回第一部会) 令和2年2月28日 (第375回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 令和3年4月28日 (第397回第二部会) | ・審議 |
| 令和3年5月19日 (第398回第二部会) | • 審議 |
| 令和3年6月9日 (第399回第二部会) | 審議 |
| 令和3年9月22日 (第405回第二部会) | · 審議 |